

(4) 関連文化財群について

関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

「文化財保存活用地域計画」パンフレットより

ア 関連文化財群の設定

「歴史文化の特徴」から関連文化財群を抽出、かつ、市域をカバーできる設定を検討。

※具体的には、「歴史文化の特徴」を捉えた上で、次回以降提示します。

一例：

関連文化財群の名称（案）：さいたまの海・縄文ウォータフロント

ストーリー：かつて、東京湾はさいたま湾だった!?

数多くの貝塚、世界にも知られる縄文遺跡と出土遺物群。

文化財保護行政が行いたい措置（例）

- ①発掘調査、成果発表
- ②講座、シンポジウム等の開催、HP 等情報発信
- ③ボランティアの養成
- ④VR、AR 等を用いた活用
- ⑤真福寺貝塚の整備・活用
- ⑥国指定史跡の貝塚がある、蓮田市、春日部市、富士見市など奥東京湾の貝塚ネットワークの構築



1



3



2



- 1 国指定史跡「真福寺貝塚」出土土偶
- 2 県指定史跡「馬場小室山遺跡」
- 3 南鴻沼遺跡出土丸木船

歴史文化の特徴でまとめる
→ 点から面での展開

市の歴史文化の共有化
回遊性

イ 文化財保存活用区域と関連文化財群の関係性

- ①文化財保存活用区域内で関連文化財群を設定してもよい。
- ②関連文化財群の中に文化財保存活用区域を設置してもよい。
- ③文化財保存活用区域と関連文化財群が重なってもよい。
- ④文化財保存活用区域内に関連文化財群を含まなくてもよい。

